



金 沢 市 公 報

号外第7号の2

平成28年(2016年)3月17日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改 正する規則 (") 2
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の施行期日を定める規則 (人 事 課)	1	○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改 正する規則 (") 3
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の施行期日を定める規則 (")	1	●告 示
○平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等 の特例に関する規則 (")	1	○金沢市高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉 給付金の支給に関する要綱 (福祉総務課)
		●公営企業管理規程
		○金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正す る規程 (企業総務課) 10

規 則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年3月17日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第1号)の施行期日は、平成28年3月25日とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年3月17日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第2号)の施行期日は、平成28年3月25日とする。

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成28年3月17日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(用語の意義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定管理職員 職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年条例第64号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第5条第1項に規定する特定管理職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、同条の規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第2号。以下「平成28年改正条例」という。)の施行の日をいう。

(3) 改正後の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）をいう。

(4) 改正前の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例をいう。

（経過措置額支給特定管理職員に対する給与の支給の特例）

第2条 経過措置額支給特定管理職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第5条の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第5条の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

(1) 給料（市長の定める場合におけるものに限る。）

(2) 地域手当

(3) 期末手当

(4) 勤勉手当

(5) 産業教育手当

第3条 経過措置額支給特定管理職員（市長の定める職員を除く。）に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る職員の給与に関する条例第15条その他の条例の規定による給与の減額（市長の定めるものに限る。第5条第2項において「第15条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の特例）

第4条 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による給料に関する規則（平成27年規則第5号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第5条第2項又は第3項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、市長の定めるところによる。

第5条 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定管理職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から職員の給与に関する条例附則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額との合計額に達しないときにおける職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定管理職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定管理職員に対する第15条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第5条の規定による給料については、適用しない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、施行日（平成28年3月25日）から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月17日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の150」を「100分の170」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の80」に改める。

附則第6項中「100分の18」を「100分の18.5」に改め、附則第7項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

附 則

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第2号）の施行の日（平成28年3月25日）から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の第19条の5各号の規定は、同年12月1日から適用する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月17日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400

21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400

	59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
	60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
	61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
	62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
	63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
	64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
	65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
	66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
	67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
再任	68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
用職						
員以	69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
外の	70	208,300	251,300	281,300	310,100	
職員	71	208,600	251,900	282,100	310,600	
	72	209,200	252,400	282,800	311,100	
	73	209,700	252,600	283,600	311,400	
	74	210,300	253,000	284,300	311,900	
	75	210,900	253,500	285,100	312,400	
	76	211,700	254,000	285,900	312,800	
	77	211,900	254,600	286,500	313,000	
	78	212,600	255,000	287,000	313,300	
	79	213,200	255,500	287,500	313,600	
	80	213,800	256,000	287,900	313,900	
	81	214,500	256,300	288,300	314,200	
	82	215,100	256,600	288,700	314,500	
	83	215,700	256,900	289,200	314,800	
	84	216,400	257,200	289,700	315,100	
	85	217,100	257,400	290,100	315,300	
	86	217,700	257,600	290,700	315,700	
	87	218,300	257,900	291,300	316,000	
	88	219,000	258,200	291,900	316,200	
	89	219,500	258,400	292,200	316,400	
	90	220,100	258,600	292,700	316,700	
	91	220,700	259,000	293,200	317,000	
	92	221,300	259,200	293,600	317,300	
	93	221,700	259,500	294,000	317,500	
	94	222,200	259,900	294,500	317,800	
	95	222,700	260,200	295,000	318,100	
	96	223,200	260,500	295,500	318,300	

97	223,800	260,700	295,800	318,500
98	224,300	261,000	296,200	318,800
99	224,800	261,200	296,700	319,100
100	225,300	261,500	297,200	319,300
101	225,900	261,800	297,600	319,500
102	226,400	262,000	298,000	
103	227,000	262,300	298,300	
104	227,600	262,600	298,600	
105	228,000	262,800	298,900	
106	228,500	263,000	299,300	
107	229,000	263,300	299,700	
108	229,400	263,500	300,100	
109	229,600	263,800	300,400	
110	230,000	264,100	300,800	
111	230,500	264,400	301,200	
112	231,000	264,600	301,500	
113	231,400	264,800	301,700	
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	
124		267,700	304,500	
125		267,800	304,700	
126		268,100	305,000	
127		268,400	305,300	
128		268,700	305,500	
129		268,800	305,700	
130		269,100	306,000	
131		269,400	306,300	
132		269,700	306,500	
133		269,800	306,700	

	134		270,100			
	135		270,400			
	136		270,700			
	137		270,800			
再任用職員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第5中

34	33
34	34
34	34
34	34
34	34
34	34
34	34
35	34
35	34
35	35
35	35
35	35
35	35
36	35
36	35
36	35

を に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第2号）の施行の日（平成28年3月25日）から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（次項及び附則第3項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与（技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成26年規則第64号）附則第8項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第64号）附則第5条の規定に基づいて支給された給料（以下この項において「平成26年改正条例附則第5条の規定による給料」という。）を含む。）は、改正後の規則の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(経過措置)

- 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（以下この項及び次項において「職員」という。）及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長

の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

告 示

●金沢市告示第74号

金沢市高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

平成28年3月17日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱
(趣旨)

- 第1条 この要綱は、高齢者向け臨時福祉給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において「高齢者向け臨時福祉給付金」とは、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の年金生活者等の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、本市が市民に対して支給する給付金をいう。

(高齢者向け臨時福祉給付金の支給対象者)

- 第3条 高齢者向け臨時福祉給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱(平成26年告示第73号)第3条第1項(同項第4号に規定する者を除き、同条第5項及び第6項の規定によりみなして適用される同条第1項第6号に規定する者を含む。)に定める臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中において65歳以上である者(他の市町村(特別区を含む。第8条第2項において同じ。)において高齢者向け臨時福祉給付金に類する給付金で市長が別に定めるものが支給される者を除く。)に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年1月1日(以下「基準日」という。)において、次の各号のいずれかに該当する者には、高齢者向け臨時福祉給付金を支給しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下この号において「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)
- (3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。))の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)
- (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この号において「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

- 3 第1項の規定にかかわらず、高齢者向け臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない者には、高齢者向け臨時福祉給付金を支給しない。

(支給額)

- 第4条 高齢者向け臨時福祉給付金の支給額は、支給対象者1人につき30,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

- 第5条 高齢者向け臨時福祉給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 高齢者向け臨時福祉給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、前項に定める日から3か月を経過した日とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 高齢者向け臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

- 2 申請者による申請及び高齢者向け臨時福祉給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。
 - (1) 郵送申請方式(申請者が申請書(前項の申請書をいう。以下同じ。)を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)
 - (2) 窓口申請方式(申請者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)
 - (3) 窓口現金受領方式(申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該窓口で現金により支給する方式をいう。)
- 3 申請者は、高齢者向け臨時福祉給付金の支給の申請に当たっては、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本(次条第3項において「公的身分証明書の写し等」という。)を提出し、又は提示するものとする。

(代理による申請)

第7条 代理人(高齢者向け臨時福祉給付金の支給の申請を代理する者をいう。次項及び第3項において同じ。)は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において、申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)
 - (3) 親族その他の平素から申請者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの
- 2 代理人は、高齢者向け臨時福祉給付金の支給の申請をしようとするときは、申請書に加え、委任状を提出するものとする。ただし、当該申請書の委任欄への記載をもって委任状の提出に代えることができる。
 - 3 市長は、代理人による高齢者向け臨時福祉給付金の支給の申請について、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該代理人が当該代理人本人であること及び代理人となる資格を有することを確認しなければならない。

(支給の決定及び支給)

第8条 市長は、第6条の規定による高齢者向け臨時福祉給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、高齢者向け臨時福祉給付金の支給を決定し、当該支給対象者に対し、高齢者向け臨時福祉給付金を支給する。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たものについては、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があったときは、高齢者向け臨時福祉給付金の不支給を決定する(当該申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該者に係る高齢者向け臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)
 - (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
 - (2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が出されていること。
 - (3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

- (4) 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、基準日において、次の各号のいずれかに該当する者については、当該者分の高齢者向け臨時福祉給付金につき当該各号に規定する養護者から代理申請があった場合は、高齢者向け臨時福祉給付金の不支給を決定する（本市において、当該次の各号のいずれかに該当する者の入所又は入居（以下この項において「入所等」という。）の事実を把握した時点で、当該者に係る高齢者向け臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。
- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- （高齢者向け臨時福祉給付金の支給に関する周知）
- 第9条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の高齢者向け臨時福祉給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。
- （申請が行われなかった場合等の取扱い）
- 第10条 第5条第2項の期限までに、高齢者向け臨時福祉給付金の申請を行わない者は、高齢者向け臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第8条第1項の規定により高齢者向け臨時福祉給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者（当該者の代理人を含む。）の責めに帰すべき事由により高齢者向け臨時福祉給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。
- （不当利得の返還）
- 第11条 市長は、高齢者向け臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により高齢者向け臨時福祉給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った高齢者向け臨時福祉給付金の返還を求めるものとする。
- （受給権の譲渡又は担保の禁止）
- 第12条 高齢者向け臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
- （雑則）
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月17日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「沖町」を「沖町 磯部町（イ、ロ及びハの部に限る。）」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年(2016年)3月17日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)3月17日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄